

平成24年3月6日

平成24年4月以降  
研究発表会実施予定者 各位

大学院教務委員長

山下俊英

### 博士学位審査における予備審査制度について

本研究科では、平成23年4月より、研究発表会（公聴会）に先立ち研究成果の背景、内容、発展性についての議論をより広く深く行うための制度として「予備審査制度」を導入しています。

この制度は、申請者が自身の研究内容の理解力を深め、プレゼンテーション能力を向上させることを目的としており、予備審査の合格を研究発表会の申請の条件とすることで、厳正な学位審査の一部と位置づけています。

平成24年4月以降、予備審査の実施方法を下記のとおり変更しますので、上記の本制度の目的等を理解のうえ、実施してください。

### 記

- 1) 博士号資格審査委員会において「主査・副査」及び「予備審査委員（2名）」を決定する。
- 2) 副査が「予備審査委員」となる。緊急の副査は「予備審査委員」となることはできない。
- 3) 博士号資格審査委員会において「主査・副査」が決定された後に、申請者は副査と日程調整を行い、予備審査を実施する。なお、副査2名同席による実施から、次のとおり実施方法を変更する。
  - ・予備審査は、副査2名の同席を原則とする。ただし、日程調整が困難な場合、個別の予備審査も可能とする。個別の予備審査を実施する場合、審査の透明性を高めるため公開とする。
  - ・予備審査において、1名あるいは両方の副査が不合格と判定した場合は、副査2名の同席のもとで再審査を行う。
  - ・知的財産を保護する必要がある場合は、非公開とすることができる。
- 4) 「予備審査委員」との予備審査会において予備審査委員より合格の通知を受けた後、研究発表会の申請を行う。